

国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置（令和3年度改正）

改正前

- 国や自治体を実施する子育て支援に係る助成について、**原則※課税所得（雑所得）として確定申告を行う必要があった。**

※ 例えば国や東京都が行うベビーシッターの支援事業における利用料助成や、自治体が行う認可外保育施設の利用料助成など、その助成金額が認識されるものについては課税所得とされていた。

改正後

- 学資金が所得税法上非課税とされていることや、幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていることなども踏まえ、子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について所得税を非課税とする。
- 対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成とする（これらと一体として行われる助成についても対象）。

【対象のイメージ】

国・自治体からの助成のうち以下のもの

① ベビーシッターの利用料に対する助成

② 認可外保育施設等の利用料に対する助成

③ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成についても対象
（例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）

